

第 6 章 雨量・水位等の観測・通報及び公表

第 1 節 雨量の観測及び通報

1 雨量の観測

京都府が管理する雨量観測所は、次のとおりである。

□雨量観測所：資料編244～245頁（京都府管理）

また、府内における国土交通省管理及び気象庁管理の雨量観測所は次のとおりである。

□雨量観測所：資料編254頁（国土交通省管理）

□雨量観測所：資料編257頁（気象庁管理）

2 雨量の通報

河川課・砂防課は、府管理の雨量データを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する。

3 障害時の通報

システムに障害が発生した場合は、以下の要領で電話等により通報するものとする。

(1) 通報の手段

ア 電話による通報

通報例：「○○雨量観測所の○時現在の時間雨量は○○mmです。総雨量は○○mmです。」

イ FAXによる通報

観測記録用紙（資料編137、138頁）又は任意様式により行う。

(2) 通報の時期

- ・毎正時

(3) 通報の中止

- ・水防態勢を解いたとき

第 2 節 水位の観測及び通報

1 水位の観測

京都府が管理する水位観測所及び河川防災カメラは、次のとおりである。

□水位観測所(通常水位計)：資料編246～247頁(京都府管理)

□水位観測所(危機管理型水位計)：資料編248頁(京都府管理)

□河川防災カメラ設置箇所：資料編249～250頁(京都府管理)

また、府内における国土交通省管理の水位観測所は次のとおりである

□水位観測所：資料編255頁（国土交通省管理）

2 水位の通報

河川課・砂防課は、府管理の水位データ（通常水位計で観測された水位データ）を、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システム

により市町村等に通報する

水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

3 障害時の通報

無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により降雨や河川の状況等を把握し、河川課・砂防課及び市町村に通報する。

通報は、次の要領で行うものとするが、障害の状況等により適宜の内容とする。

(1) 通報の手段

ア 電話による通報

通報例：「〇〇川〇〇水位観測所の水位は、〇時現在、〇. 〇〇mです。」「〇〇川〇〇水位観測所の水位が、〇時現在、水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を上（下）回り、〇. 〇〇mです。（これで、通報を中止します。）」

イ FAXによる通報は、観測記録用紙（資料編137、138頁）又は任意様式により行う。

(2) 通報の時期

- ・水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- ・水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時
- ・水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき
- ・その他、必要と認められるとき

(3) 通報の中止

- ・水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき
- ・氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき
- ・水防態勢を解いたとき

第3節 雨量・水位、ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表

河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表する。

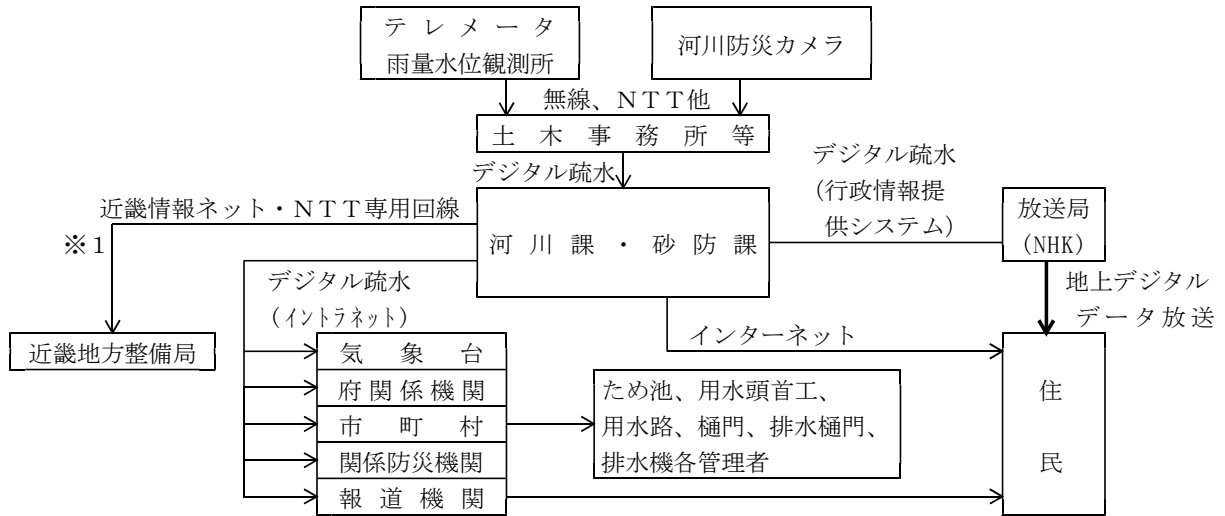
水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

また、河川防災カメラの画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送により公表する。

なお、大野ダムについては、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。

第4節 連絡系統

連絡系統は、下図のとおり行うものとする。



備考

※1 本府の観測結果及び近畿地方整備局の観測の結果について、必要に応じて相互に資料の交換を行うものとする。